

令和5年5月16日

保護者 様

磐田市立南部中学校長 伊藤 一司

新型コロナウイルス感染症による出席停止の手続きと対応変更の確認について

平素より本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、**新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、出席停止の手続きは、季節性インフルエンザに罹患した場合と同じように、保護者による経過観察表の提出**といたしますので、下記内容を御確認いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様には、これまでの新型コロナウイルス感染症予防対策への御協力に感謝するとともに、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

【手続き方法】

1. お子さんがのどの痛みや発熱、咳などの症状を発症（かかりつけ医に御相談ください）
2. **新型コロナウイルス感染症の罹患が分かった場合には、保護者は学校に連絡するとともに、以下のいずれかの方法で「新型コロナウイルス感染症経過観察表」（別紙参照）を用意する。**

- 保護者が来校し受け取る。
- 学校から兄弟姉妹を通して受け取る。
- 「コドモン」→「その他」→「資料室」からダウンロードし、印刷する。

3. 「新型コロナウイルス感染症経過観察表」を家庭で記入する。
4. **発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日が経過**したら、お子さんが登校する際に、「新型コロナウイルス感染症経過観察表」を持たせる。

※登校するにあたり、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明書は必要ありません。

【対応の変更（確認）】

変更前 5月7日まで	【変更後】5月8日以降
・濃厚接触者→出席停止	・濃厚接触者の特定はなく、登校可能です。
・風邪症状がある場合 →出席停止	・発熱、のどの痛み、咳などの症状がある場合の欠席は、病欠です。
・新型コロナウイルス感染症に罹患または濃厚接触者に特定 →休日に診断された場合は、 磐田市役所代表へ連絡	・新型コロナウイルス感染症に罹患 →休日に診断された場合は、次の平日に電話 またはコドモンにて学校へ御連絡ください。

担当 教 頭（金原）
電話 35-7575

学校保健安全法施行規則 第二種感染症

新型コロナウイルス*¹・インフルエンザ*² 経過観察表 (保護者記入)

朝・夕2回体温を測定し、下記記録表に記入して、折れ線グラフを作成しながら発熱の経過を見てください。出席停止期間を過ぎたら保護者氏名を記入し、学校へ提出してください。

【出席停止期間の基準】 *発症日、症状軽快日、解熱日は0日とする

●新型コロナウイルス：発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

*¹病原体が、ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。

●インフルエンザ：発病後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

*学校医またはその他の医師において、「感染の恐れはない」と認めた場合は登校可能。

*解熱とは、体温が朝・夕ともに37.5度未満になっている状態。

*²新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く

磐田市立南部中学校 年 組 氏名

症状が出た日：令和 年 月 日

*「抗原検査キット」で陽性となった場合は、検査日（検体採取日）が「発症日」です。

*「抗原検査キット」を使用する場合は、「体外診断用医薬品」か「第1類医薬品」をご使用ください。

診断を受けた日：令和 年 月 日 診断名 _____

体温	発症日		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目	
	月	日	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
40°C																		
39°C																		
38°C																		
37.5°C																		
37°C																		
36°C																		

← この日までは必ずお休み

学校長様

上記の通り経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

新型コロナウイルス*¹・インフルエンザ*² 経過観察表 (保護者記入)

朝・夕2回体温を測定し、下記記録表に記入して、折れ線グラフを作成しながら発熱の経過を見てください。出席停止期間を過ぎたら保護者氏名を記入し、学校へ提出してください。

【出席停止期間の基準】 *発症日、症状軽快日、解熱日は0日とする

●新型コロナウイルス：発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

*¹病原体が、ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。

●インフルエンザ：発病後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

*学校医またはその他の医師において、「感染の恐れはない」と認めた場合は登校可能。

*解熱とは、体温が朝・夕ともに37.5度未満になっている状態。

*²新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く

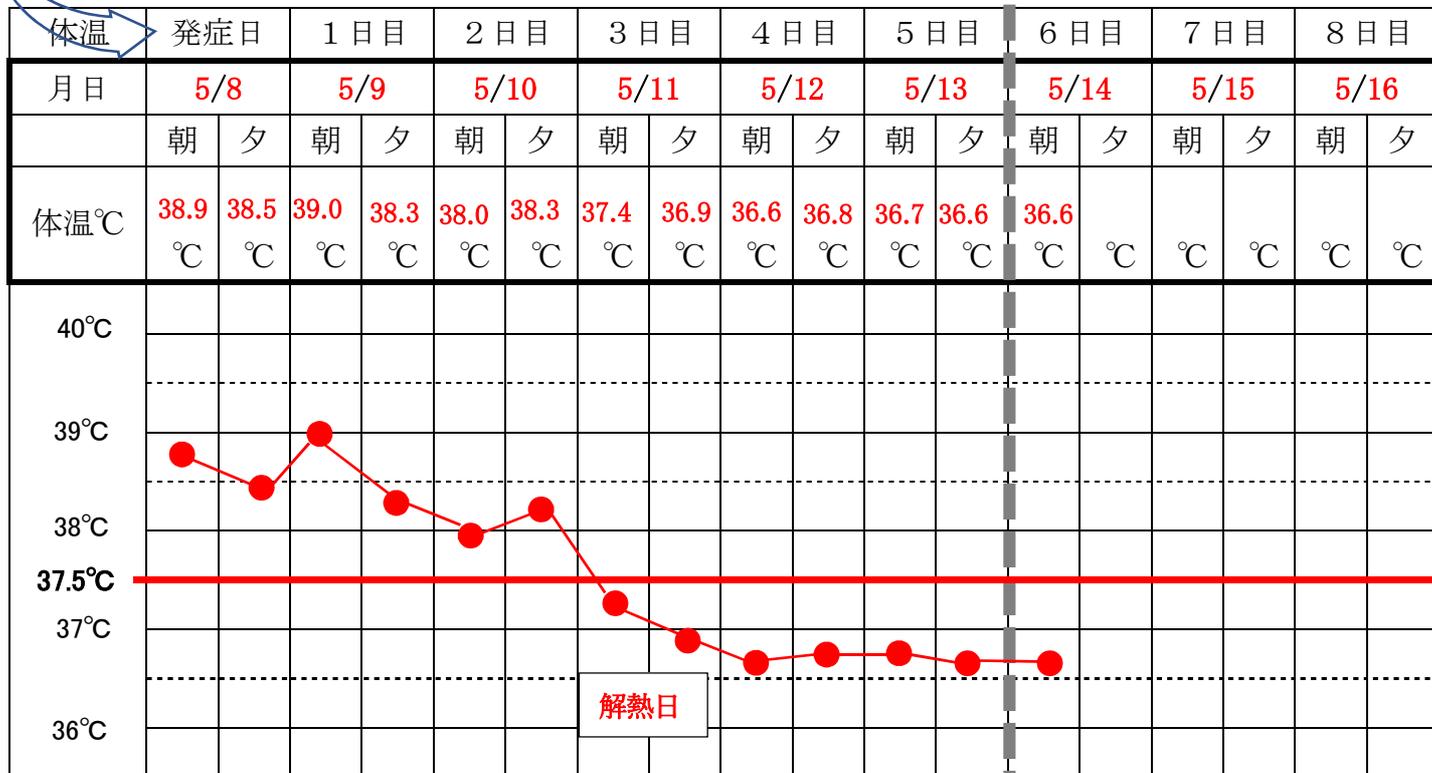
磐田市立 磐田 **小**・中学校 5年5組 氏名： 磐田 花子

症状が出た日：令和5年5月8日

*「抗原検査キット」で陽性となった場合は、検査日（検体採取日）が「発症日」です。

*「抗原検査キット」を使用する場合は、「体外診断用医薬品」か「第1類医薬品」をご使用ください。

診断を受けた日：令和5年5月9日 診断名 新型コロナウイルス感染症



学校長様

上記の通り経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和5年5月14日 保護者氏名

磐田 太郎